

配布を以て解禁

# 指名停止措置について

## 記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、中田建設株式会社（所在地 新潟県上越市）  
に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和 8 年 6 月 26 日

国 土 交 通 省  
北 陸 地 方 整 備 局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

### 【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 小林 正哉  
電話 025-370-6647（課直通）

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 小田 健一  
電話 025-370-6650（課直通）

※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

## 指名停止措置の概要

## 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
中田建設株式会社	新潟県上越市下門前1983

2. 指名停止措置期間： 令和8年6月26日～令和8年9月25日（3ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

## 4. 事実概要

上記有資格業者は、北陸地方整備局発注の「上越地方合同庁舎（25）防水改修工事」において、令和8年3月23日に契約を締結したが、予定していた主任技術者の配置が困難となり、契約の履行が不可能であるとして、令和8年4月30日に履行不能届を提出し、令和8年5月12日、契約の解除に至った。

## 5. 措置理由

上記4. については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第15号に該当することから、指名停止措置を構ずるものである。

## 参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内